

宮城県土地利用基本計画変更案修正箇所 一覧表

○計画掲載順に記載

No.	頁・項目番号	意見提出元	意見概要	対応方針(案)
1	P4 第1-2-(2)- ロ	富谷町	「人口減少下においても増加している都市的土地利用については、地域の実情も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約し、郊外部への市街地拡大を抑制する」とあるが、「地域の実情」により必ずしも「抑制」ではなく、市街地拡大も認められる場合もあるものと解釈してよろしいか。	以下のとおり修正 【修正案】 人口減少下においても増加している都市的土地利用については、地域の実情を踏まえながら、行政、医療、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、空洞化が進む中心部では、市街地の再開発や空き店舗・空き家対策などにより土地の高度利用及び低未利用地の有効利用を促進し、集約型市街地の形成を推進する。また、郊外部の拡散的な開発を抑制しつつ、大規模集客施設の立地など特定の土地利用が他の土地利用に及ぼす影響の広域性に配慮し、地域間の適切な調整を引き続き図っていく。
2	P4 第1-2-(2)- ハ	委員	農地については、見た目は復旧されていても塩害等により生産力が回復していなかったりするため、継続的に優良農地を確保していく姿勢を保ち続けることが本当の復興に繋がるのでは。 また、農地集積について、市町村と農業団体との連携に配慮しながらより実効性・実現性のある計画としていただきたい。	以下のとおり修正 【修正案】 農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、震災からの農林業・農山村の復興に当たっては、単なる復旧にとどまらず、生産力向上に資する取組に努めるとともに、災害に強い土地利用の在り方を再構築する。また、農林業従事者の減少及び高齢化等に伴う耕作放棄地や手入れがされない森林の増加等を踏まえ、農地利用集積の推進により優良農地の確保と有効利用を図るとともに、適正な保全と多面的機能の維持に配慮した土地利用を進める。
3	P4 第1-2-(2)- ハ	林業 振興課	「農業・農村の復興」を「農業・農山村の復興」としてはいかがか。 (理由) 農業・農村では、後段の林業従事者や森林との関連が希薄であると思われるため。	指摘のとおり修正 【修正】 ハ 農林業・農山村の復興に当たっては、災害に強い土地利用の在り方を再構築するとともに…

No.	頁・項目番号	意見提出元	意見概要	対応方針(案)
4	P5 第1-2-(4)	再エネ室	<p>「さらに、既存産業の復興はもとよりや、ものづくり産業の誘致やを進めるだけでなく、太陽光・水力・風力・バイオマス等の再生可能クリーンエネルギー等新たな産業の創出により、環境に配慮した経済と環境との両立に向けた土地利用を推進する。」としてはいかがか。</p> <p>(理由)</p> <p>①「既存産業の復興、ものづくり産業の誘致」が「環境に配慮した土地利用を推進する」ように読め、文意がわかりにくい。</p> <p>②「太陽光～バイオマス等の再生可能エネルギー等新たな産業創出」は、再生可能エネルギーを代表例とした「新たな産業創出」という文意に解されるが、①を踏まえ、後段を「クリーンエネルギー産業」という括りにする。</p> <p>③「環境に配慮した土地利用」というと、公害対策などのイメージであるため、クリーンエネルギー産業という文言に合わせ、「経済と環境の両立に向けた」とする。</p>	<p>指摘のとおり修正</p> <p>【修正】 さらに、既存産業の復興や、ものづくり産業の誘致を進めるだけでなく、太陽光・水力・風力・バイオマス等のクリーンエネルギー産業の創出により、経済と環境との両立に向けた土地利用を推進する。</p>
5	P6 第1-3-(1)-イ 都市	環境 対策課	<p>イ …健全な水循環系の構築や…としてはいかがか。</p> <p>(理由) 水循環の言葉自体が系(繋がり)を含んでいること、またP6第1-3-(3)-ロの「流域における水循環」との整合を図るため。</p>	<p>指摘のとおり修正</p> <p>【修正】 イ …健全な水循環系の構築や、…</p>
6	P6 第1-3-(1)-ロ 都市	都市 計画課	<p>「また、沿岸部における新たな市街地形成にあたっては、高齢化・・・土地利用を図る。」としてはいかがか。</p> <p>(理由) コンパクトなまちづくりを進めることや、公共交通の確保の充実などは、沿岸部の新たな市街地に限ったことではないため。</p>	<p>指摘のとおり修正</p> <p>【修正】 また、沿岸部における新たな市街地形成にあたっては、高齢化や人口減少に対応したコンパクトなまちづくりを進めることとし、公共交通機関の確保の充実、最先端の情報通信網の構築や防犯・環境などに配慮した土地利用を図る。</p>
7	P7 第1-3-(2)-ハ 農山漁村	委員	<p>農地については、見た目は復旧されていても塩害等により生産力が回復していなかったりするため、継続的に優良農地を確保していく姿勢を保ち続けることが本当の復興に繋がるのでは。</p> <p>また、農地集積について、市町村と農業団体との連携に配慮しながらより実効性・実現性のある計画としていただきたい。</p>	<p>以下のとおり修正</p> <p>【修正】 また、津波により被災した農地については、地力回復も含めた復旧・復興に努め、優良農地の確保の観点からも防災対策を意識しながら大区画化・汎用化した水田を整備するなど農地の効率かつ安全性を重視したゾーニングを円滑に実施する土地利用を図るとともに、畑地、園芸施設用地等の生産基盤等を整備し、効率的な農業経営に向けた土地利用を推進する。</p>

No.	頁・項目番号	意見提出元	意見概要	対応方針(案)
8	P9 第1-4-(1) 県中南部 地域	空港臨空 地域課	「仙台空港民営化を見据え」については、「仙台空港民営化を契機に」と修正願う。 (理由) H28.6月末の民営化後も通用する表現に改めるもの。	指摘のとおり修正 【修正】 また、仙台空港民営化を契機に、…
9	P9 第1-4-(1) 県中南部 地域	都市 計画課	「また、仙台空港民営化を見据え、国際的な産業交通拠点となる仙台空港臨空都市として周辺地域の活性化や産業誘致のための用地確保と整備を推進する土地利用を図る。」としてはいかがか。 (理由) 仙台空港周辺の土地は、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保全するための緑地などの保全を図るとする「市街化調整区域」が多いため、「産業誘致のための用地確保と整備」の表現は馴染まないと考えるため。	指摘のとおり修正 【修正】 また、仙台空港民営化を契機に、国際的な産業交通拠点となる仙台空港臨空都市として、周辺地域の活性化を推進する土地利用を図る。
10	P10 第1-4-(2) 県北西部 地域	栗原市	〈11行目〉 「東日本大震災及び岩手・宮城内陸地震」を 「岩手・宮城内陸地震及び東日本大震災」に変更願う。 (語句の順序の入れ替え)	指摘のとおり修正 【修正】 この地域は険しい山間部から中山間部、平野部に広がる多様な地域を内在していることから、 <u>岩手・宮城内陸地震及び東日本大震災</u> 、平成27年9月関東・東北豪雨の経験を踏まえ、大規模地震や豪雨・豪雪等の自然災害による山崩れや土砂流出、地すべり等山地災害を防止する取組や堤防等治水施設の整備を促進することで災害に強い地域形成を進め、総合的な防災力の向上を図る。
11	P10 第1-4-(2) 県北西部 地域	都市 計画課	「・・・事業環境の整備とともに、高速道路網を活かした新しい産業誘致のための用地確保と、大規模な低未利用地を利用した産業業務地の整備を図る。」としてはいかがか。 (理由) 県北西部地域に含まれる栗原都市計画区域には、大規模な低未利用地があり、そこを活用した産業業務地の整備を都市計画区域マスタープランで位置付けているため。	指摘のとおり修正 【修正】 …事業環境の整備とともに、高速道路網を活かし、 <u>大規模な低未利用地を利用した産業業務地の整備</u> を図る。

No.	頁・項目番号	意見提出元	意見概要	対応方針(案)
12	P14 第1-5-(3)- ロ	農林 水産省	<p>ロその他の森林地域 「なお、森林を他用途へ転用する場合には、災害の発生、環境の悪化などの事態を生じさせることがないように、森林の多面的機能の低下を防止することに十分配慮するとともに、生物多様性の保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮して、周辺の土地利用との調和を図るものとする。」としてはいかがか。</p> <p>(理由) 転用により森林地域でなくなるのであれば、「森林の多面的機能の低下の防止」は当てはまらないため。</p>	<p>指摘のとおり修正</p> <p>【修正】 なお、森林を他用途へ転用する場合には、災害の発生、環境の悪化などの事態を生じさせることが<u>ないように</u>十分配慮するとともに、生物多様性の保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮して、周辺の土地利用との調和を図るものとする。</p>
13	P20 第2-2	事務局	<p>土地利用転換に留意する目的を追加するとともに、「住民の意向等地域の実情を踏まえ、市町村の基本構想・地域づくりの計画と整合性のとれた土地利用」の観点から土地利用調整上留意すべき事項全体に係る内容のため、各項目に記載していた内容を項目前文へ移動し、併せて文言整理するもの。</p>	<p>以下のとおり修正</p> <p>【修正】 <u>適正かつ合理的な土地利用を図るため</u>、土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して、<u>適正</u>に行うことが求められている。 とりわけ本県においては、東日本大震災により土地利用の現況が大きく変わり、創造的な復興に向けたまちづくりが進められており、これらを円滑に進めるに当たって、<u>住民の意向等地域の実情を踏まえ、市町村の基本構想・地域づくりの計画と整合性のとれた土地利用を図る必要がある。</u></p>
14	P20 第2-2-(1)	事務局	<p>東日本大震災復興特別区域法の手続等について文言整理するとともに、復興まちづくりに当たっての記載を追記するもの。</p>	<p>以下のとおり修正</p> <p>【修正】 (1)復興の円滑な推進に資する土地利用</p> <p>東日本大震災復興特別区域法に基づき、開発許可や農地転用の許可等、<u>事業に必要な複数の許可手続をワンストップで処理する等</u>、土地利用再編の特例を最大限に活用するとともに、復興まちづくりに当たっては、<u>地域のコミュニティ形成・維持のため、既存集落とのつながりにも十分配慮の上、生活利便性を備えたコンパクトな市街地形成を目指し、地域の活性化に資する土地利用を図る。</u></p>

No.	頁・項目番号	意見提出元	意見概要	対応方針(案)
15	P20 第2-2-(3)	事務局	「住民の意向等地域の実情を踏まえ、市町村の基本構想・地域づくりの計画と整合性のとれた土地利用」という観点は、土地利用調整上留意すべき事項全体に係る内容であることから冒頭に移動するとともに、文章整理をするもの。	以下のとおり修正 【修正】 (3)大規模な土地利用転換と自然的土地利用の共存・調和 <u>震災後、特に太陽光発電施設設置事業や土砂採取や残土埋立等による大規模土地開発が増加する傾向が見られることから、森林地域等において大規模な土地利用転換を図る場合には、復興事業等の需要に即しつつも開発に伴う影響が広範囲に及ぶことを考慮して、周辺地域を含めた土地利用の状況や自然的・社会的条件等について十分な調査を行うとともに、住民の意向も尊重し、安全性の確保や国土の保全、二酸化炭素吸収等森林の公益的機能の維持、さらには景観等に配慮した適正な土地利用を図る。</u>
16	P21 第2-2-(4)	事務局	市町村の基本構想等の地域づくりの総合的な計画を踏まえた土地利用の観点から土地利用調整上留意すべき事項全体に係る内容のため、各項目に記載していた内容を項目前文へ移動する。併せて、都市機能集約化の観点及び郊外部の土地利用のあり方等について追記するもの。	以下のとおり修正 【修正】 (4)郊外部における計画的な土地利用誘導 <u>近年、高齢化や人口減少に伴い中心市街地の空洞化が進み、低未利用地が増加する一方、用途地域外での農地転用の増加及び宅地造成・店舗立地等郊外部における開発が進んでおり、土地利用の効率の低下が懸念されている。</u> <u>このことから、空き家等の有効利用を進めるとともに、市町村の基本構想等の地域づくりの総合的な計画を踏まえ、都市地域と農業地域が関係の上、郊外部への一連の拡散的な開発の抑制と用途地域内への誘導することを原則として都市機能を集約し、郊外部においては、自然的土地利用の中で新たな用途のあり方を工夫するなど地域の実情に応じた適切な土地利用を図る。</u>
17	全般	事務局	市町村及び関係各課との調整等により語句の修正	<例> 広域防災拠点→防災拠点 (圏域、広域、地域の各防災拠点の別をなくすため。) 誤字脱字等の修正